



# 宮 崎 県 公 報

令和 5 年 3 月 30 日 (木曜日) 号外 第 20 号

発 行 宮 崎 県

印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号

K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日

購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

## 目 次

### 規 則

○知事が保有する個人情報の保護等に関する規則等の一部を改正する等の規則…………… (総務課) 1

### 告 示

○宮崎県個人情報保護条例第50条第1項に規定する出資法人の指定の廃止…………… ( " ) 36

○口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の廃止…………… ( " ) 36

### 企業局企業管理規程

○宮崎県公営企業管理者が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する企業管理規程…………… 37

○企業局事務決裁規程の一部を改正する企業管理規程…………… 37

### 企業局公営企業告示

○口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の廃止…………… 38

### 病院局企業管理規程

○病院事業管理者が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する企業管理規程…………… 38

### 病院局公営企業告示

○口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の廃止…………… 38

### 人事委員会規則

○宮崎県人事委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則…………… 38

○初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則…………… 39

○職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 39

○期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 40

### 教育委員会告示

○口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の廃止…………… 40

### 警察本部告示

○宮崎県警察本部長が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示…………… 40

○口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の廃止…………… 40

### 監査委員会告示

○宮崎県監査委員が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示…………… 41

○口頭により開示請求をすることができる保有個人情報の廃止…………… 41

### 労働委員会告示

○宮崎県労働委員会が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示…………… 41

### 選挙管理委員会規程

○宮崎県選挙管理委員会が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程…………… 41

## 規 則

知事が保有する個人情報の保護等に関する規則等の一部を改正する等の規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 30 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県規則第22号

#### 知事が保有する個人情報の保護等に関する規則等の一部を改正する等の規則

(知事が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部改正)

第 1 条 知事が保有する個人情報の保護等に関する規則 (平成15年宮崎県規則第 2 号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(趣旨)	(趣旨)
第 1 条 この規則は、宮崎県個人情報保護条例 (平成14年宮崎県条例第41号。以下「条例」という。) 第53条の規定に基づき、知事が保有する個人情報の保護等に関し必要な事項を定めるものとする。 <u> (要配慮個人情報) </u>	第 1 条 この規則は、宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例 (令和 4 年宮崎県条例第38号。以下「条例」という。) 第23条の規定に基づき、知事が保有する個人情報の保護等に関し必要な事項を定めるものとする。

第 1 条の 2 条例第 2 条第 3 項の規則で定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- (1) 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含む。）その他の次に掲げる心身の機能の障がいがあること。
  - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）別表に掲げる身体上の障害
  - イ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害
  - ウ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第 167号）第 2 条第 2 項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）
  - エ 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第 4 条第 1 項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの
- (2) 本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果
- (3) 健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。
- (4) 本人を被疑者又は被告人として、逮捕、捜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと
- (5) 本人を少年法（昭和23年法律第 168号）第 3 条第 1 項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

（個人情報取扱事務登録簿）

第 2 条 条例第 6 条第 1 項の個人情報取扱事務登録簿は、別記様式第 1 号によるものとする。

2 条例第 6 条第 1 項第 9 号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(6) [略]

（保有個人情報開示請求書）

第 3 条 条例第 16 条第 1 項に規定する書面は、保有個人情報開示請求書（別記様式第 2 号）によるものとする。

2 条例第 16 条第 1 項第 3 号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) [略]

(2) 開示方法の区分

(3) [略]

(4) 代理人（条例第 15 条第 2 項に規定する代理人をいう。以下同じ。）が開示請求をしようとする場合にあっては、本人の区分、本人の氏名及び住所又は居所並びに本人の連絡先

（個人情報ファイル簿）

第 2 条 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第 75 条第 1 項に規定する帳簿は、個人情報ファイル簿（別記様式第 1 号）によるものとする。

（個人情報取扱事務登録簿）

第 3 条 条例第 4 条第 1 項に規定する帳簿は、個人情報取扱事務登録簿（別記様式第 2 号）によるものとする。

2 条例第 4 条第 1 項第 9 号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1)～(6) [略]

（保有個人情報開示請求書）

第 4 条 法第 77 条第 1 項に規定する書面は、保有個人情報開示請求書（別記様式第 3 号）によるものとする。

2 条例第 5 条に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) [略]

(2) 求める開示の実施の方法

(3) [略]

(4) 本人確認等に必要事項

(5) 代理人（法第 76 条第 2 項に規定する代理人をいう。以下同じ。）が開示請求をしようとする場合にあっては、本人の状況

(本人等であることを示す書類)

第4条 条例第16条第2項(条例第25条第2項、第30条第2項及び第38条第2項において準用する場合を含む。)に規定する保有個人情報の本人又はその代理人であることを示す書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる書類とする。

(1) 本人が請求をする場合 運転免許証、旅券、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードその他これらに類する書類として知事が認めるもの

(2) 法定代理人が請求をする場合 当該法定代理人に係る前号に定める書類及び戸籍謄本、登記事項証明書その他法定代理人の資格を証明する書類として知事が認めるもの

(3) 代理人(法定代理人を除く。)が請求する場合 当該代理人に係る第1号に定める書類並びに本人の実印を押印した委任状及び印鑑登録証明書その他代理人の資格を証明する書類として知事が認めるもの

(保有個人情報開示請求書補正要求書等)

第5条 条例第16条第3項の規定による保有個人情報開示請求書の補正を書面により求めるときは、保有個人情報開示(訂正・利用停止)請求書補正要求書(別記様式第3号)によってするものとする。

2 前項の規定により保有個人情報開示請求書の補正を求められた開示請求者が当該補正を書面により行うときは、保有個人情報開示(訂正・利用停止)請求書補正書(別記様式第4号)によってしなければならない。

(保有個人情報開示決定通知書等)

第6条 条例第20条第1項本文の規定による通知(以下「開示決定通知」という。)は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

(1) 保有個人情報の全部を開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書(別記様式第5号)

(2) 保有個人情報の一部を開示する旨の決定 保有個人情報部分開示決定通知書(別記様式第6号)

2 条例第20条第2項の規定による通知は、保有個人情報不開示決定通知書(別記様式第7号)により行うものとする。

(保有個人情報開示決定期間延長通知書)

第7条 条例第21条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示(訂正・利用停止)決定期間延長通知書(別記様式第8号)により行うものとする。

(保有個人情報開示決定期間特例延長通知書)

第8条 条例第22条の規定による通知は、保有個人情報開示決定期間特例延長通知書(別記様式第9号)により行うものとする。

(保有個人情報開示請求事案移送通知書)

第9条 条例第23条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示(訂正)請求事案移送通知書(別記様式第10号)により行うものとする。

(保有個人情報の開示に関する照会書等)

第10条 条例第24条第1項の規定による通知を書面により行うとき、及び同条第2項の規定による通知を行うときは、保有個人情報の開示に関する照会書(別記様式第11号)によるものとする。

2 条例第24条第1項及び第2項の意見書は、保有個人情報の開示に関する意見書(別記様式第12号)によらなければならない。

3 条例第24条第3項の規定による通知は、保有個人情報の開示に

等及び請求資格の確認に必要な事項

(保有個人情報開示請求書補正要求書等)

第5条 法第77条第3項の規定による保有個人情報開示請求書の補正を書面により求めるときは、保有個人情報開示(訂正・利用停止)請求書補正要求書(別記様式第4号)によってするものとする。

2 前項の規定により保有個人情報開示請求書の補正を求められた開示請求者が当該補正を書面により行うときは、保有個人情報開示(訂正・利用停止)請求書補正書(別記様式第5号)によってしなければならない。

(保有個人情報開示決定通知書等)

第6条 法第82条第1項の規定による通知(以下「開示決定通知」という。)は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

(1) 保有個人情報の全部を開示する旨の決定 保有個人情報開示決定通知書(別記様式第6号)

(2) 保有個人情報の一部を開示する旨の決定 保有個人情報部分開示決定通知書(別記様式第7号)

2 法第82条第2項の規定による通知は、保有個人情報不開示決定通知書(別記様式第8号)により行うものとする。

(保有個人情報開示決定期間延長通知書)

第7条 条例第6条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示(訂正・利用停止)決定期間延長通知書(別記様式第9号)により行うものとする。

(保有個人情報開示決定期間特例延長通知書)

第8条 条例第7条の規定による通知は、保有個人情報開示決定期間特例延長通知書(別記様式第10号)により行うものとする。

(保有個人情報開示請求事案移送通知書)

第9条 法第85条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示(訂正)請求事案移送通知書(別記様式第11号)により行うものとする。

(保有個人情報の開示に関する照会書等)

第10条 法第86条第1項の規定による通知を書面により行うとき、及び同条第2項の規定による通知を行うときは、保有個人情報の開示に関する照会書(別記様式第12号)によるものとする。

2 法第86条第1項及び第2項の意見書は、保有個人情報の開示に関する意見書(別記様式第13号)によらなければならない。

3 法第86条第3項の規定による通知は、保有個人情報の開示に

関する通知書（別記様式第13号）により行うものとする。

（開示の実施）

第11条 開示決定通知を受けた者は、当該開示決定通知に係る第6条第1項各号の通知書に記載された開示の日時及び場所において、当該開示決定通知に係る保有個人情報の開示を受けなければならない。

2 前項の場合において、知事は、保有個人情報の開示を受ける者が当該保有個人情報が記録されている公文書を汚損し、又は破損するおそれがあると認めるときは、自ら又は当該職員に命じて、当該保有個人情報が記録されている公文書の開示を禁止し、又は中止することができる。

3 公文書の写しの交付（条例第25条第1項本文の実施機関が定める方法を含む。）の部数は、開示決定通知に係る公文書1件につき1部とする。

（電磁的記録の開示の実施の方法）

第12条 条例第25条第1項本文の実施機関が定める方法は、電磁的記録を知事が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）を使用して用紙に出力したものの閲覧若しくは交付、専用機器により再生したものの閲覧、聴取若しくは視聴又は光ディスク等に複写したものの交付とする。ただし、これらの方法により難しいときは、知事が適当と認める方法により行うものとする。

（開示請求等の特例）

第13条 知事は、条例第26条第1項に規定する口頭により開示請求をすることができる保有個人情報を定めたときは、当該保有個人情報の内容並びに開示請求をすることができる期間及び場所を告示するものとする。

（公文書の写しの交付に要する費用の額等）

第13条の2 条例第28条の公文書の写しの交付に要する費用は、当該写しの作成及び送付に要する費用とする。

2 前項の公文書の写しの作成に要する費用は、別表に定める額とし、同項の公文書の写しの送付に要する費用は、郵便等の実費とする。

3 第1項の公文書の写しの交付に要する費用は、前納しなければならない。

（保有個人情報訂正請求書）

第14条 条例第30条第1項に規定する書面は、保有個人情報訂正請求書（別記様式第14号）によるものとする。

2 条例第30条第1項第4号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

（1）訂正請求をする者の連絡先

（2）代理人が訂正請求をしようとする場合にあっては、本人の区分、本人の氏名及び住所又は居所並びに本人の連絡先

（保有個人情報訂正請求書補正要求書等）

第15条 条例第30条第3項の規定による保有個人情報訂正請求書の補正を書面により求めるときは、保有個人情報開示（訂正・利用停止）請求書補正要求書（別記様式第3号）によってするものとする。

2 前項の規定により保有個人情報訂正請求書の補正を求められた訂正請求者が当該補正を書面により行うときは、保有個人情報開示（訂正・利用停止）請求書補正書（別記様式第4号）によって

する通知書（別記様式第14号）により行うものとする。

（開示の実施）

第11条 法第87条第1項の規定による保有個人情報の写しの交付（同項の行政機関等が定める方法を含む。）の部数は、開示決定通知に係る保有個人情報1件につき1部とする。

（電磁的記録の開示の実施の方法）

第12条 法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、電磁的記録を知事が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。）を使用して用紙に出力したものの閲覧若しくは交付、専用機器により再生したものの閲覧、聴取若しくは視聴又は光ディスク等に複写したものの交付とする。ただし、これらの方法により難しいときは、知事が適当と認める方法により行うものとする。

（開示の実施方法等の申出）

第13条 法第87条第3項の規定による申出は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書（別記様式第15号）によるものとする。

（保有個人情報の写しの交付に要する費用の額等）

第13条の2 条例第9条第2項の保有個人情報の写しの交付に要する費用は、当該写しの作成及び送付に要する費用とする。

2 前項の保有個人情報の写しの作成に要する費用は、別表に定める額とし、同項の保有個人情報の写しの送付に要する費用は、郵便等の実費とする。

3 第1項の保有個人情報の写しの交付に要する費用は、前納しなければならない。

4 個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）第28条第4項の送付に要する費用を納付する方法は、郵便切手によるものとする。

（保有個人情報訂正請求書）

第14条 法第91条第1項に規定する書面は、保有個人情報訂正請求書（別記様式第16号）によるものとする。

（保有個人情報訂正請求書補正要求書等）

第15条 法第91条第3項の規定による保有個人情報訂正請求書の補正を書面により求めるときは、保有個人情報開示（訂正・利用停止）請求書補正要求書（別記様式第4号）によってするものとする。

2 前項の規定により保有個人情報訂正請求書の補正を求められた訂正請求者が当該補正を書面により行うときは、保有個人情報開示（訂正・利用停止）請求書補正書（別記様式第5号）によって

しなければならない。

(保有個人情報訂正決定通知書等)

第16条 条例第32条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 保有個人情報の全部の訂正をする旨の決定 保有個人情報訂正決定通知書(別記様式第15号)
- (2) 保有個人情報の一部の訂正をする旨の決定 保有個人情報部分訂正決定通知書(別記様式第16号)

2 条例第32条第2項の規定による通知は、保有個人情報不訂正決定通知書(別記様式第17号)により行うものとする。

(保有個人情報訂正決定期間延長通知書)

第17条 条例第33条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示(訂正・利用停止)決定期間延長通知書(別記様式第8号)により行うものとする。

(保有個人情報訂正決定期間特例延長通知書)

第18条 条例第34条の規定による通知は、保有個人情報訂正(利用停止)決定期間特例延長通知書(別記様式第18号)により行うものとする。

(保有個人情報訂正請求事案移送通知書)

第19条 条例第35条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示(訂正)請求事案移送通知書(別記様式第10号)により行うものとする。

(保有個人情報利用停止請求書)

第20条 条例第38条第1項に規定する書面は、保有個人情報利用停止請求書(別記様式第19号)によるものとする。

2 条例第38条第1項第4号に規定する実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 利用停止請求をする者の連絡先
  - (2) 代理人が利用停止請求をしようとする場合にあっては、本人の区分、本人の氏名及び住所又は居所並びに本人の連絡先
- (保有個人情報利用停止請求書補正要求書等)

第21条 条例第38条第3項の規定による保有個人情報利用停止請求書の補正を書面により求めるときは、保有個人情報開示(訂正・利用停止)請求書補正要求書(別記様式第3号)によってするものとする。

2 前項の規定により保有個人情報利用停止請求書の補正を求められた利用停止請求者が当該補正を書面により行うときは、保有個人情報開示(訂正・利用停止)請求書補正書(別記様式第4号)によってしなければならない。

(保有個人情報利用停止決定通知書等)

第22条 条例第40条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 保有個人情報の全部の利用停止をする旨の決定 保有個人情報利用停止決定通知書(別記様式第20号)
- (2) 保有個人情報の一部の利用停止をする旨の決定 保有個人情報部分利用停止決定通知書(別記様式第21号)

2 条例第40条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用不訂正決定通知書(別記様式第22号)により行うものとする。

(保有個人情報利用停止決定期間延長通知書)

第23条 条例第41条第2項において準用する条例第33条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示(訂正・利用停止)決定期間延長通知書(別記様式第8号)により行うものとする。

しなければならない。

(保有個人情報訂正決定通知書等)

第16条 法第93条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 保有個人情報の全部の訂正をする旨の決定 保有個人情報訂正決定通知書(別記様式第17号)
- (2) 保有個人情報の一部の訂正をする旨の決定 保有個人情報部分訂正決定通知書(別記様式第18号)

2 法第93条第2項の規定による通知は、保有個人情報不訂正決定通知書(別記様式第19号)により行うものとする。

(保有個人情報訂正決定期間延長通知書)

第17条 法第94条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示(訂正・利用停止)決定期間延長通知書(別記様式第9号)により行うものとする。

(保有個人情報訂正決定期間特例延長通知書)

第18条 法第95条の規定による通知は、保有個人情報訂正(利用停止)決定期間特例延長通知書(別記様式第20号)により行うものとする。

(保有個人情報訂正請求事案移送通知書)

第19条 法第96条第1項の規定による通知は、保有個人情報開示(訂正)請求事案移送通知書(別記様式第11号)により行うものとする。

(保有個人情報利用停止請求書)

第20条 法第99条第1項に規定する書面は、保有個人情報利用停止請求書(別記様式第21号)によるものとする。

(保有個人情報利用停止請求書補正要求書等)

第21条 法第99条第3項の規定による保有個人情報利用停止請求書の補正を書面により求めるときは、保有個人情報開示(訂正・利用停止)請求書補正要求書(別記様式第4号)によってするものとする。

2 前項の規定により保有個人情報利用停止請求書の補正を求められた利用停止請求者が当該補正を書面により行うときは、保有個人情報開示(訂正・利用停止)請求書補正書(別記様式第5号)によってなければならない。

(保有個人情報利用停止決定通知書等)

第22条 法第101条第1項の規定による通知は、次の各号に掲げる決定の区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

- (1) 保有個人情報の全部の利用停止をする旨の決定 保有個人情報利用停止決定通知書(別記様式第22号)
- (2) 保有個人情報の一部の利用停止をする旨の決定 保有個人情報部分利用停止決定通知書(別記様式第23号)

2 法第101条第2項の規定による通知は、保有個人情報利用不訂正決定通知書(別記様式第24号)により行うものとする。

(保有個人情報利用停止決定期間延長通知書)

第23条 法第102条第2項の規定による通知は、保有個人情報開示(訂正・利用停止)決定期間延長通知書(別記様式第9号)により行うものとする。

(保有個人情報利用停止決定期間特例延長通知書)

第24条 条例第42条の規定による通知は、保有個人情報訂正（利用停止）決定期間特例延長通知書（別記様式第18号）により行うものとする。

(諮問書等)

第25条 条例第43条第1項の規定による諮問は、諮問書（別記様式第23号）により行うものとする。

2 条例第43条第3項の規定による通知は、諮問通知書（別記様式第24号）により行うものとする。

(審査請求に係る保有個人情報の開示に関する通知書)

第26条 条例第44条において準用する条例第24条第3項の規定による通知は、審査請求に係る保有個人情報の開示に関する通知書（別記様式第25号）により行うものとする。

(出資法人)

第27条 条例第50条第1項の規定により出資法人を定め、又は変更したときは、告示するものとする。

(運用状況の公表)

第28条 条例第52条の規定による運用状況の公表は、宮崎県公報に登載して行うものとする。

別表（第13条の2関係）

公文書の種別	交付する写し	金額
[略]		
[略]		

(保有個人情報利用停止決定期間特例延長通知書)

第24条 法第 103条の規定による通知は、保有個人情報訂正（利用停止）決定期間特例延長通知書（別記様式第20号）により行うものとする。

(諮問書等)

第25条 法第 105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問は、諮問書（別記様式第25号）により行うものとする。

2 法第 105条第3項において準用する同条第2項の規定による通知は、諮問通知書（別記様式第26号）により行うものとする。

(審査請求に係る保有個人情報の開示に関する通知書)

第26条 法第 107条第1項において準用する法第86条第3項の規定による通知は、審査請求に係る保有個人情報の開示に関する通知書（別記様式第27号）により行うものとする。

(運用状況の公表)

第27条 条例第22条の規定による運用状況の公表は、宮崎県公報に登載して行うものとする。

別表（第13条の2関係）

保有個人情報の種別	交付する写し	金額
[略]		
[略]		

別記様式第1号から別記様式第25号までを次のように改める。

別記

様式第 1 号 (第 2 条関係)

## 個 人 情 報 フ ァ イ ル 簿

個人情報ファイルの名称	
行政機関等の名称	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的	
個人情報ファイルの記録項目	
記録範囲	
記録情報の収集方法	
記録情報に含まれる要配慮個人情報の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ( )
記録情報の経常的提供先の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ( )
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称)
	(所在地)
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ( )

個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイル	<input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)	
	(所在地)	
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	(名称)	
	(所在地)	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備考		

様式第2号(第3条関係)

## 個人情報取扱事務登録簿

事務番号		登録年月日		変更年月日	
区分	<input type="checkbox"/> 全庁共通事務	登録所管課			
	<input type="checkbox"/> 出先機関共通事務	個人情報保有課			
	<input type="checkbox"/> 固有事務				
個人情報取扱事務の名称					
個人情報取扱事務の目的					
個人情報取扱事務の根拠法令等					
個人情報の対象者の範囲					
要配慮個人情報の有無 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有					
個人情報 の記録 項目	基本的事項	家庭・経済	社会生活	要配慮個人情報	
	<input type="checkbox"/> 個人番号 <input type="checkbox"/> 識別・整理番号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 電話番号 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 家族の状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻関係 <input type="checkbox"/> 資産・収入 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 <input type="checkbox"/> 性質・性格 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 病歴(□うち社会的偏見のある疾病) <input type="checkbox"/> 犯罪の経歴 <input type="checkbox"/> 犯罪により害を被った事実 <input type="checkbox"/> 心身の機能の障がい <input type="checkbox"/> 健康診断等の結果 <input type="checkbox"/> 医師等による指導・診療・調剤 <input type="checkbox"/> 刑事事件に関する手続 <input type="checkbox"/> 少年の保護事件に関する手続	
個人情報の収集方法		(収集先) <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 実施機関内部での利用 <hr/> 本人以外 の区分 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公署 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> 刊行物等 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
		(収集方法) <input type="checkbox"/> 文書 <input type="checkbox"/> 口頭 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
個人情報の経常的な提供の有無及びその提供先		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 [ <input type="checkbox"/> 目的内 <input type="checkbox"/> 目的外 ] 【根拠：法第69条第2項( )該当】 <hr/> 経常的な 提供先 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 他の官公署 <input type="checkbox"/> 民間・私人 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
個人情報の処理形態		<input type="checkbox"/> 電子計算機処理を含む <input type="checkbox"/> 電子計算機処理を含まない (手作業処理のみ)	オンライン結合による提供の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有	
外部委託の有無		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (委託内容： )			
他法令等による開示等の制度の有無		<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (法令等の名称： )			

様式第 3 号 (第 4 条関係)

特定個人情報

保 有 個 人 情 報 開 示 請 求 書

年 月 日

宮崎県知事 殿

氏 名  
住所又は居所  
(代理人が法人の場合にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)  
連 絡 先

個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

1 請求する保有個人情報の内容	(開示を請求する保有個人情報が特定できるよう具体的に記入してください。)	
2 求める開示の実施の方法等	文書、図画及び写真	1 閲覧 2 写しの交付
	電磁的記録	1 印刷物として出力したもの等の閲覧 2 専用機器により再生したもの等の閲覧、視聴又は聴取 3 印刷物として出力したもの等の交付 4 光ディスク等に複写したもの等の交付
3 郵送による交付の希望及び郵送方法	郵送による交付の希望	1 有 2 無
	郵送方法	1 普通郵便 2 簡易書留 3 本人限定受取(特例型)
4 開示請求者の本人確認等に必要な事項	開示請求者	1 本人 2 法定代理人 3 任意代理人
	開示請求者の本人確認書類	1 運転免許証 2 健康保険被保険者証 3 個人番号カード又は住民基本台帳カード(住所記載のあるもの) 4 その他( ) ※ 郵送による開示請求の場合は、加えて住民票の写し等を添付してください。

(代理人記入欄) 法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ、この欄も記入してください。

5 本人の状況等	本人の状況	1 未成年者( 年 月 日生) 2 成年被後見人 3 任意代理人委任者
	本人の氏名	
	本人の住所又は居所	連絡先
6 請求資格確認書類	法定代理人が請求する場合	1 戸籍謄本 2 登記事項証明書 3 その他( )
	任意代理人が請求する場合	1 委任状 2 その他( )

《下の欄は、記入する必要はありません。》

担 当 部 局	電話 ( ) - 内線
備 考	※ 郵送による開示請求の場合 本人又は代理人の開示請求の意思を確認した日時及び方法 日時 ( ) 方法 ( )

様式第 4 号 (第 5 条、第 15 条、第 21 条関係)

保有個人情報開示 (訂正・利用停止) 請求書補正要求書

文書記号及び文書番号  
年 月 日

様

宮崎県知事



年 月 日付けで提出のあった保有個人情報開示 (訂正・利用停止) 請求書については、不備があると認められますので、個人情報の保護に関する法律 (以下「法」という。) 第 77 条第 3 項 (第 91 条第 3 項、第 99 条第 3 項) の規定により、次のとおり補正を求めます。

1 補正を求め る事項	
2 補正の期限	年 月 日
3 補正の方法	
4 補正の参考 となる情報 (開示請求書の場合)	
5 担当部局	電話 ( ) - 内線
6 備 考	

(注) この補正に要した日数は、宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例第 6 条第 1 項 (法第 94 条第 1 項、第 102 条第 1 項) に規定する開示 (訂正・利用停止) 決定等の期間に算入されません。

様式第 5 号 (第 5 条、第 15 条、第 21 条関係)

特定個人情報

保有個人情報開示 (訂正・利用停止) 請求書補正書

年 月 日

宮崎県知事 殿

氏 名

住所又は居所

(代理人が法人の場合にあつては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

連 絡 先

年 月 日付け — で要求のあった保有個人情報開示 (訂正・利用停止) 請求書の補正については、次のとおりです。

補正の内容	
-------	--

(注) 必要に応じて、他の用紙を使用してください。

様式第 6 号 (第 6 条関係)

## 保 有 個 人 情 報 開 示 決 定 通 知 書

文書記号及び文書番号  
年 月 日

様

宮崎県知事



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により、次のとおり全部を開示することと決定したので通知します。

1 開示請求に係る保有個人情報の内容			
2 開示の実施の方法等	開示の実施の方法等		
	事務所における開示を実施することができる期間及び場所	期間	年 月 日から 年 月 日まで (閉庁日及び閉庁時間を除く。)
		場所	
	写しの送付を希望する場合の費用等	準備に要する日数	
送付に要する費用等			
3 開示請求に係る保有個人情報の利用目的			
4 担 当 部 局	電話 ( ) - 内線		
5 備 考			

(教示)

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(宮崎県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

- (注) 1 閲覧若しくは写しの交付により開示の実施を受ける場合又は開示の実施の方法等の変更が必要な場合は、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により申出を行ってください。
- 2 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書及び本人であることを示す書類(運転免許証、旅券、個人番号カード等)を係員に提示してください。
- 3 代理人が保有個人情報の開示を受ける際には、(注)2の書類に加え、代理人の資格を証明する書類を係員に提示してください。
- 4 郵送により写しの交付を受ける場合は、(注)2及び3の手続は不要です。

様式第 7 号 (第 6 条関係)

保 有 個 人 情 報 部 分 開 示 決 定 通 知 書

文書記号及び文書番号  
年 月 日

様

宮崎県知事



年 月 日付で開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により、次のとおり一部を開示することと決定したので通知します。

1 開示請求に係る保有個人情報の内容			
2 開示の実施の方法等	開示の実施の方法等		
	事務所における開示を実施することができる期間及び場所	期間	年 月 日から 年 月 日まで (閉庁日及び閉庁時間を除く。)
		場所	
	写しの送付を希望する場合の費用等	準備に要する日数	
送付に要する費用等			
3 開示請求に係る保有個人情報の利用目的			
4 不開示とした部分とその理由			
5 担 当 部 局	電話 ( ) - 内線		
6 備 考			

(教示) この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(宮崎県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

- (注) 1 閲覧若しくは写しの交付により開示の実施を受ける場合又は開示の実施の方法等の変更が必要な場合は、この通知書を受け取った日から30日以内に、同封した「保有個人情報の開示の実施方法等申出書」により申出を行ってください。
- 2 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書及び本人であることを示す書類(運転免許証、旅券、個人番号カード等)を係員に提示してください。
- 3 代理人が保有個人情報の開示を受ける際には、(注)2の書類に加え、代理人の資格を証明する書類を係員に提示してください。
- 4 郵送により写しの交付を受ける場合は、(注)2及び3の手続は不要です。

様式第 8 号 (第 6 条関係)

## 保 有 個 人 情 報 不 開 示 決 定 通 知 書

文書記号及び文書番号  
年 月 日

様

宮崎県知事



年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことと決定したので通知します。

1 開示請求に係る 保有個人情報の内容	
2 開示をしない理由	
3 担 当 部 局	電話 ( ) - 内線
4 備 考	

(教示)

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

様式第 9 号 (第 7 条、第 17 条、第 23 条関係)

保有個人情報開示 (訂正・利用停止) 決定期間延長通知書

文書記号及び文書番号  
年 月 日

様

宮崎県知事



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示 (訂正・利用停止) については、宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例 (以下「条例」という。) 第 6 条第 2 項 (個人情報の保護に関する法律 (以下「法」という。) 第 94 条第 2 項、第 102 条第 2 項) の規定により、次のとおり決定の期間を延長したので通知します。

1 開示 (訂正・利用停止) 請求に係る保有個人情報の内容	
2 条例第 6 条第 1 項 (法第 94 条第 1 項、第 102 条第 1 項) の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
4 延長の理由	
5 担当部局	電話 ( ) ー 内線
6 備考	

様式第10号 (第8条関係)

## 保有個人情報開示決定期間特例延長通知書

文書記号及び文書番号  
年 月 日

様

宮崎県知事



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例（以下「条例」という。）第7条の規定により、次のとおり決定の期間を延長したので通知します。

1 開示請求に係る 保有個人情報の内 容	
2 条例第6条第1 項の規定による決 定期間	年 月 日から 年 月 日まで
3 保有個人情報の うち相当の部分に つき決定をする期 間	年 月 日から 年 月 日まで
4 保有個人情報の 残りの部分につき 決定をする期限	年 月 日
5 条例第7条の規 定を適用する理由	
6 担 当 部 局	電話 ( ) — 内線
7 備 考	

様式第11号 (第9条、第19条関係)

保有個人情報開示 (訂正) 請求事案移送通知書

文書記号及び文書番号  
年 月 日

様

宮崎県知事



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示 (訂正) については、個人情報の保護に関する法律第85条第1項 (第96条第1項) の規定により、次のとおり事案を移送したので通知します。

1 開示 (訂正) 請求に係る保有個人情報の内容	
2 移送を受けた実施機関及び担当部局	電話 ( ) - 内線
3 移送をした日	年 月 日
4 移送をした理由	
5 移送前の担当部局	電話 ( ) - 内線
6 備 考	

(注) この開示 (訂正) 請求に係る開示 (訂正) 決定等については、移送を受けた実施機関において行われます。

様式第12号 (第10条関係)

## 保 有 個 人 情 報 の 開 示 に 関 する 照 会 書

文書記号及び文書番号

年 月 日

様

宮崎県知事



個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第76条第1項の規定により、次のとおり（あなた・貴 ）に関する情報が記録されている保有個人情報について開示請求がありました。

つきましては、当該保有個人情報を開示することに関しての御意見があれば、年 月 日までに、別添「保有個人情報の開示に関する意見書」により意見書を提出してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、御意見がないものとして取り扱います。

1 開示請求に係る保有個人情報の内容	
2 開示請求があった日	年 月 日
3 法第86条第2項各号の規定に該当する場合の適用区分及びその理由	適用区分 1 第1号 2 第2号 (適用理由)
4 開示請求に係る保有個人情報に記録された（あなた・貴 ）に関する情報の内容	
5 担 当 部 局	電話 ( ) - 内線
6 備 考	

様式第13号 (第10条関係)

保 有 個 人 情 報 の 開 示 に 関 する 意 見 書

年 月 日

宮崎県知事 殿

氏 名

住 所

(法人の場合にあっては、名称、主たる事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名)

連 絡 先

年 月 日付け ー で照会のあった件については、次のとおりです。

1 保有個人情報を開示されることについて反対する意思の有無	有 ・ 無
2 開示されることに反対する部分及びその理由	(開示されることに反対する部分)  (理由)
3 保有個人情報の開示に関する意見	

(注) 必要に応じて、他の用紙を使用してください。

様式第14号 (第10条関係)

## 保 有 個 人 情 報 の 開 示 に 関 す る 通 知 書

文書記号及び文書番号

年 月 日

様

宮崎県知事



年 月 日付けで照会した保有個人情報の開示については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により次のとおり決定しましたので、同法第86条第3項の規定により通知します。

1 開示請求に係る 保有個人情報の内容	
2 開示決定をした 日	年 月 日
3 決 定 の 内 容	
4 開示する部分に 記録された(あなた・貴 )に 関する情報の内容	
5 決 定 の 理 由	
6 開示を実施する 予定日	年 月 日
7 担 当 部 局	電話 ( ) - 内線
8 備 考	

(教示)

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(宮崎県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

様式第15号 (第13条関係)

保 有 個 人 情 報 の 開 示 の 実 施 方 法 等 申 出 書

年 月 日

宮崎県知事 殿

氏 名

住 所

(代理人が法人の場合にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)

連 絡 先

個人情報の保護に関する法律第87条第3項の規定により、次のとおり申し出ます。

1 保有個人情報 開示決定(部分 開示決定)通知 書の文書番号		
2 求める開示の 実施の方法	文書、図画 及び写真	1 閲覧 2 写しの交付
		1 開示決定(部分開示決定)のあった保有個人情報全て 2 開示決定(部分開示決定)のあった保有個人情報のうち一部 ( ) ※保有個人情報が特定できるよう具体的に記入してください。
	電磁的記録	1 印刷物として出力したもの等の閲覧 2 専用機器により再生したもの等の閲覧、視聴又は聴取 3 印刷物として出力したもの等の交付 4 光ディスク等に複製したもの等の交付
		1 開示決定(部分開示決定)のあった保有個人情報全て 2 開示決定(部分開示決定)のあった保有個人情報のうち一部 ( ) ※保有個人情報が特定できるよう具体的に記入してください。
3 開示の実施を 希望する日	年 月 日	午前・午後
4 郵送による交 付の希望の有無 及び郵送方法	郵送による交付の希望	1 有 2 無
	郵送方法	1 普通郵便 2 簡易書留 3 本人限定受取(特例型)

様式第16号 (第14条関係)

 特定個人情報

## 保 有 個 人 情 報 訂 正 請 求 書

年 月 日

宮崎県知事

殿

氏 名  
住所又は居所  
(代理人が法人の場合にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)  
連 絡 先

個人情報の保護に関する法律第91条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

1 訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日	
2 訂正請求に係る保有個人情報の内容	開示決定 (部分開示決定) 通知書の文書番号	
	開示を受けた保有個人情報の名称等	
3 訂正請求の趣旨及び理由		
4 訂正請求者の本人確認等に必要な事項	訂正請求者	1 本人 2 法定代理人 3 任意代理人
	訂正請求者の本人確認書類	1 運転免許証 2 健康保険被保険者証 3 個人番号カード又は住民基本台帳カード (住所記載のあるもの) 4 その他 ( ) ※ 郵送による訂正請求の場合は、加えて住民票の写し等を添付してください。

(代理人記入欄) 法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ、この欄も記入してください。

5 本人の状況等	本人の状況	1 未成年者 ( 年 月 日生) 2 成年被後見人 3 任意代理人委任者
	本人の氏名	
	本人の住所又は居所	連絡先
6 請求資格確認書類	法定代理人が請求する場合	1 戸籍謄本 2 登記事項証明書 3 その他 ( )
	任意代理人が請求する場合	1 委任状 2 その他 ( )

《下の欄は、記入する必要はありません。》

担 当 部 局	電話 ( ) - 内線
備 考	※ 郵送による訂正請求の場合 本人又は代理人の訂正請求の意思を確認した日時及び方法 日時 ( ) 方法 ( )

様式第17号 (第16条関係)

保 有 個 人 情 報 訂 正 決 定 通 知 書

文書記号及び文書番号  
年 月 日

様

宮崎県知事



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により、次のとおり訂正をすることと決定したので通知します。

1 訂正請求に係る 保有個人情報の内容	
2 訂正の内容及び 理由	
3 訂正年月日	年 月 日
4 担 当 部 局	電話 ( ) - 内線
5 備 考	

(教示)

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

様式第18号 (第16条関係)

## 保 有 個 人 情 報 部 分 訂 正 決 定 通 知 書

文書記号及び文書番号  
年 月 日

様

宮崎県知事



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により、次のとおり一部の訂正をすることと決定したので通知します。

1 訂正請求に係る 保有個人情報の内容	
2 訂正の内容及び 理由	
3 訂正年月日	年 月 日
4 訂正をしない部分 及びその理由	(訂正をしない部分)  (理由)
5 担 当 部 局	電話 ( ) - 内線
6 備 考	

(教示)

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

様式第19号 (第16条関係)

保 有 個 人 情 報 不 訂 正 決 定 通 知 書

文書記号及び文書番号  
年 月 日

様

宮崎県知事



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、個人情報の保護に関する法律第93条第2項の規定により、次のとおり訂正をしないことと決定したので通知します。

1 訂正請求に係る 保有個人情報の内容	
2 訂正をしない理由	
3 担 当 部 局	電話 ( ) — 内線
4 備 考	

(教示)

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

様式第20号 (第18条、第24条関係)

## 保有個人情報訂正 (利用停止) 決定期間特例延長通知書

文書記号及び文書番号  
年 月 日

様

宮崎県知事



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正 (利用停止) については、個人情報の保護に関する法律 (以下「法」という。) 第95条 (第 103条) の規定により、次のとおり決定の期間を延長したので通知します。

1 訂正 (利用停止) 請求に係る保有個人情報 の内容	
2 法第94条第1項 (第102条第1項) の規定による決定期 間	年 月 日から 年 月 日まで
3 延長後の決定期 限	年 月 日
4 法第95条 (第103 条) の規定を適用す る理由	
5 担 当 部 局	電話 ( ) - 内線
6 備 考	

様式第21号 (第20条関係)

特定個人情報

保 有 個 人 情 報 利 用 停 止 請 求 書

年 月 日

宮崎県知事

殿

氏 名  
住所又は居所  
(代理人が法人の場合にあっては、名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名)  
連絡先

個人情報の保護に関する法律第99条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

1 利用停止請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日	
2 利用停止請求に係る保有個人情報の内容	開示決定 (部分開示決定) 通知書の文書番号	
	開示を受けた保有個人情報の名称等	
3 利用停止請求の趣旨及び理由		
4 利用停止請求者の本人確認等に必要事項	利用停止請求者	1 本人    2 法定代理人    3 任意代理人
	利用停止請求者の本人確認書類	1 運転免許証    2 健康保険被保険者証 3 個人番号カード又は住民基本台帳カード (住所記載のあるもの) 4 その他 ( ) ※ 郵送による利用停止請求の場合は、加えて住民票の写し等を添付してください。

(代理人記入欄) 法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ、この欄も記入してください。

5 本人の状況等	本人の状況	1 未成年者 ( 年 月 日生) 2 成年被後見人    3 任意代理人委任者
	本人の氏名	
	本人の住所又は居所	連絡先
6 請求資格確認書類	法定代理人が請求する場合	1 戸籍謄本    2 登記事項証明書 3 その他 ( )
	任意代理人が請求する場合	1 委任状 2 その他 ( )

《下の欄は、記入する必要はありません。》

担 当 部 局	電話 ( ) - 内線
備 考	※ 郵送による利用停止請求の場合 本人又は代理人の利用停止請求の意思を確認した日時及び方法 日時 ( ) 方法 ( )

様式第22号 (第22条関係)

## 保 有 個 人 情 報 利 用 停 止 決 定 通 知 書

文書記号及び文書番号  
年 月 日

様

宮崎県知事



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律第 101条第 1 項の規定により、次のとおり利用停止をすることと決定したので通知します。

1 利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
2 利用停止の内容及び理由	
3 利用停止年月日	年 月 日
4 担 当 部 局	電話 ( ) — 内線
5 備 考	

(教示)

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(宮崎県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

様式第23号 (第22条関係)

保 有 個 人 情 報 部 分 利 用 停 止 決 定 通 知 書

文書記号及び文書番号  
年 月 日

様

宮崎県知事



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律第 101条第 1 項の規定により、次のとおり一部の利用停止をすることと決定したので通知します。

1 利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
2 利用停止の内容及び理由	
3 利用停止年月日	年 月 日
4 利用停止をしない部分及びその理由	(利用停止をしない部分)  (理由)
5 担 当 部 局	電話 ( ) - 内線
6 備 考	

(教示)

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(宮崎県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。

様式第24号 (第22条関係)

## 保 有 個 人 情 報 利 用 不 停 止 決 定 通 知 書

文書記号及び文書番号

年 月 日

様

宮崎県知事



年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止については、個人情報の保護に関する法律第 101条第 2 項の規定により、次のとおり利用停止をしないことと決定したので通知します。

1 利用停止請求に係る保有個人情報の内容	
2 利用停止をしない理由	
3 担 当 部 局	電話 ( ) - 内線
4 備 考	

(教示)

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決のあったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

様式第25号 (第25条関係)

諮 問 書

文書記号及び文書番号  
年 月 日

宮崎県個人情報保護審議会  
会長 様

宮崎県知事



個人情報の保護に関する法律第 条第 項の決定について、次のとおり審査請求があったので、同法第 105条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定により諮問します。

1 審査請求に係る 保有個人情報の内 容	
2 決 定 の 内 容	
3 審査請求があっ た日	年 月 日
4 審査請求の趣旨	
5 担 当 部 局	電話 ( ) - 内線
6 備 考	

別記様式第25号の次に次の2様式を加える。

様式第26号 (第25条関係)

諮 問 通 知 書

文書記号及び文書番号  
年 月 日

様

宮崎県知事



個人情報の保護に関する法律第 条第 項の決定に係る審査請求について、同法第 105条第 3 項において準用する同条第 1 項の規定により次のとおり宮崎県個人情報保護審議会に諮問しましたので、同法第 105条第 3 項において準用する同条第 2 項の規定により通知します。

1 審査請求に係る 保有個人情報の内容	
2 審査請求があった日	年 月 日
3 審査請求の趣旨	
4 諮問をした日	年 月 日
5 担 当 部 局	電話 ( ) - 内線
6 備 考	

様式第27号 (第26条関係)

審査請求に係る保有個人情報の開示に関する通知書

文書記号及び文書番号  
年 月 日

様

宮崎県知事



個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）第82条第 項の決定に係る審査請求については、次のとおりとすることとしましたので、法第 107条第 1 項において準用する法第86条第 3 項の規定により通知します。

1 審査請求に係る保有個人情報の内容	
2 開示決定をした日	年 月 日
3 審査請求に対する決定の内容	
4 開示する部分に記録された（あなた・貴 ）に関する情報の内容	
5 決 定 の 理 由	
6 開示を実施する予定日	年 月 日
7 担 当 部 局	電話（ ） — 内線
8 備 考	

(教示)

この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

(知事が保有する公文書の開示等に関する規則の一部改正)

第2条 知事が保有する公文書の開示等に関する規則(平成12年宮崎県規則第43号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																				
<p>(開示の実施)</p> <p>第8条 開示決定通知を受けたものは、当該開示決定通知に係る第4条第1項各号の通知書に記載された開示の日時及び場所において、当該開示決定通知に係る公文書の開示を受けなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>様式第4号(第4条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">[略]</td> <td>午前</td> </tr> <tr> <td>2 開示の 日時及び 場所</td> <td>日 時</td> <td>年 月 日 時 分 午後</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> <td></td> </tr> </table> <p>(注) 1 指定された開示の日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当部局に連絡してください。</p> <p>2 [略]</p> <p>様式第5号(第4条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">[略]</td> <td>午前</td> </tr> <tr> <td>2 開示の 日時及び 場所</td> <td>日 時</td> <td>年 月 日 時 分 午後</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> <td></td> </tr> </table> <p>(教示)</p> <p>[略]</p> <p>(注) 1 指定された開示の日時が都合の悪い場合には、あらかじめ担当部局に連絡してください。</p> <p>2 [略]</p>	[略]		午前	2 開示の 日時及び 場所	日 時	年 月 日 時 分 午後	[略]			[略]		午前	2 開示の 日時及び 場所	日 時	年 月 日 時 分 午後	[略]			<p>(開示の実施)</p> <p>第8条 開示決定通知を受けたものは、当該開示決定通知に係る第4条第1項各号の通知書に記載された開示の期間及び場所において、当該開示決定通知に係る公文書の開示を受けなければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p>様式第4号(第4条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">[略]</td> <td>年 月 日から</td> </tr> <tr> <td>2 開示の 期間及び 場所</td> <td>期 間</td> <td>年 月 日まで (閉庁日及び閉庁時間を除く。)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> <td></td> </tr> </table> <p>(教示)</p> <p><u>この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、宮崎県知事に対して審査請求をすることができます。決定の取消しの訴えは、決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、前記の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として(宮崎県知事が被告の代表者となります。)提起することができます。</u></p> <p>(注) 1 指定された開示の期間が都合の悪い場合には、あらかじめ担当部局に連絡してください。</p> <p>2 [略]</p> <p>様式第5号(第4条関係)</p> <p>[略]</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="2">[略]</td> <td>年 月 日から</td> </tr> <tr> <td>2 開示の 期間及び 場所</td> <td>期 間</td> <td>年 月 日まで (閉庁日及び閉庁時間を除く。)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[略]</td> <td></td> </tr> </table> <p>(教示)</p> <p>[略]</p> <p>(注) 1 指定された開示の期間が都合の悪い場合には、あらかじめ担当部局に連絡してください。</p> <p>2 [略]</p>	[略]		年 月 日から	2 開示の 期間及び 場所	期 間	年 月 日まで (閉庁日及び閉庁時間を除く。)	[略]			[略]		年 月 日から	2 開示の 期間及び 場所	期 間	年 月 日まで (閉庁日及び閉庁時間を除く。)	[略]		
[略]		午前																																			
2 開示の 日時及び 場所	日 時	年 月 日 時 分 午後																																			
[略]																																					
[略]		午前																																			
2 開示の 日時及び 場所	日 時	年 月 日 時 分 午後																																			
[略]																																					
[略]		年 月 日から																																			
2 開示の 期間及び 場所	期 間	年 月 日まで (閉庁日及び閉庁時間を除く。)																																			
[略]																																					
[略]		年 月 日から																																			
2 開示の 期間及び 場所	期 間	年 月 日まで (閉庁日及び閉庁時間を除く。)																																			
[略]																																					
<p>(宮崎県個人情報保護審議会規則の一部改正)</p> <p>第3条 宮崎県個人情報保護審議会規則(平成14年宮崎県規則第66号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、宮崎県個人情報保護条例(平成14年宮崎県条例第41号)第49条の規定に基づき、宮崎県個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(宮崎県統計条例施行規則の一部改正)</p> <p>第4条 宮崎県統計条例施行規則(令和2年宮崎県規則第17号)の一部を次のように改正する。</p> </td> <td> <p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年宮崎県条例第38号)第21条の規定に基づき、宮崎県個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	改正前	改正後	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、宮崎県個人情報保護条例(平成14年宮崎県条例第41号)第49条の規定に基づき、宮崎県個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(宮崎県統計条例施行規則の一部改正)</p> <p>第4条 宮崎県統計条例施行規則(令和2年宮崎県規則第17号)の一部を次のように改正する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年宮崎県条例第38号)第21条の規定に基づき、宮崎県個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>																																	
改正前	改正後																																				
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、宮崎県個人情報保護条例(平成14年宮崎県条例第41号)第49条の規定に基づき、宮崎県個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(宮崎県統計条例施行規則の一部改正)</p> <p>第4条 宮崎県統計条例施行規則(令和2年宮崎県規則第17号)の一部を次のように改正する。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年宮崎県条例第38号)第21条の規定に基づき、宮崎県個人情報保護審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>																																				

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後								
<p>(調査票情報の適正な管理)</p> <p>第8条 条例第13条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める措置は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="145 398 746 1146"> <thead> <tr> <th data-bbox="145 398 256 430">[略]</th> <th data-bbox="261 398 746 430"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="145 436 256 1146">その他の管理措置</td> <td data-bbox="261 436 746 1146"> <p>1 調査票情報の取扱いに関する業務を委託しようとするときは、あらかじめ、当該委託を受けようとする者及び当該委託を受けようとする者において調査票情報を取り扱うこととなる者が、次に掲げる者に該当しない者であることを確認すること(当該委託を受けようとする者において調査票情報を取り扱うこととなる者については、(3)及び(4)を除く。)</p> <p>(1) 統計法(平成19年法律第53号)若しくは個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)若しくはこれらの法律に基づく命令又は条例若しくは宮崎県個人情報保護条例(平成14年宮崎県条例第41号)若しくはこれらの条例に基づく規則(以下「関係法令」という。)の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> </td> </tr> </tbody> </table>	[略]		その他の管理措置	<p>1 調査票情報の取扱いに関する業務を委託しようとするときは、あらかじめ、当該委託を受けようとする者及び当該委託を受けようとする者において調査票情報を取り扱うこととなる者が、次に掲げる者に該当しない者であることを確認すること(当該委託を受けようとする者において調査票情報を取り扱うこととなる者については、(3)及び(4)を除く。)</p> <p>(1) 統計法(平成19年法律第53号)若しくは個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)若しくはこれらの法律に基づく命令又は条例若しくは宮崎県個人情報保護条例(平成14年宮崎県条例第41号)若しくはこれらの条例に基づく規則(以下「関係法令」という。)の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(調査票情報の適正な管理)</p> <p>第8条 条例第13条第1項(同条第2項において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める措置は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="810 398 1412 1146"> <thead> <tr> <th data-bbox="810 398 922 430">[略]</th> <th data-bbox="927 398 1412 430"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="810 436 922 1146">その他の管理措置</td> <td data-bbox="927 436 1412 1146"> <p>1 調査票情報の取扱いに関する業務を委託しようとするときは、あらかじめ、当該委託を受けようとする者及び当該委託を受けようとする者において調査票情報を取り扱うこととなる者が、次に掲げる者に該当しない者であることを確認すること(当該委託を受けようとする者において調査票情報を取り扱うこととなる者については、(3)及び(4)を除く。)</p> <p>(1) 統計法(平成19年法律第53号)若しくは個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)若しくはこれらの法律に基づく命令又は条例若しくは宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年宮崎県条例第38号)若しくはこれらの条例に基づく規則(以下「関係法令」という。)の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> </td> </tr> </tbody> </table>	[略]		その他の管理措置	<p>1 調査票情報の取扱いに関する業務を委託しようとするときは、あらかじめ、当該委託を受けようとする者及び当該委託を受けようとする者において調査票情報を取り扱うこととなる者が、次に掲げる者に該当しない者であることを確認すること(当該委託を受けようとする者において調査票情報を取り扱うこととなる者については、(3)及び(4)を除く。)</p> <p>(1) 統計法(平成19年法律第53号)若しくは個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)若しくはこれらの法律に基づく命令又は条例若しくは宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年宮崎県条例第38号)若しくはこれらの条例に基づく規則(以下「関係法令」という。)の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>
[略]									
その他の管理措置	<p>1 調査票情報の取扱いに関する業務を委託しようとするときは、あらかじめ、当該委託を受けようとする者及び当該委託を受けようとする者において調査票情報を取り扱うこととなる者が、次に掲げる者に該当しない者であることを確認すること(当該委託を受けようとする者において調査票情報を取り扱うこととなる者については、(3)及び(4)を除く。)</p> <p>(1) 統計法(平成19年法律第53号)若しくは個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)若しくはこれらの法律に基づく命令又は条例若しくは宮崎県個人情報保護条例(平成14年宮崎県条例第41号)若しくはこれらの条例に基づく規則(以下「関係法令」という。)の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>								
[略]									
その他の管理措置	<p>1 調査票情報の取扱いに関する業務を委託しようとするときは、あらかじめ、当該委託を受けようとする者及び当該委託を受けようとする者において調査票情報を取り扱うこととなる者が、次に掲げる者に該当しない者であることを確認すること(当該委託を受けようとする者において調査票情報を取り扱うこととなる者については、(3)及び(4)を除く。)</p> <p>(1) 統計法(平成19年法律第53号)若しくは個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)若しくはこれらの法律に基づく命令又は条例若しくは宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年宮崎県条例第38号)若しくはこれらの条例に基づく規則(以下「関係法令」という。)の規定に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者</p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>								

(宮崎県個人情報保護条例第17条第2号ウの知事が別に定める職に関する規則の廃止)

第5条 宮崎県個人情報保護条例第17条第2号ウの知事が別に定める職に関する規則(平成17年宮崎県規則第30号)は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に次の各号に掲げる請求がされた場合における宮崎県個人情報保護条例(平成14年宮崎県条例第41号。以下「旧条例」という。)に規定する保有個人情報の開示、訂正及び利用停止並びに宮崎県情報公開条例(平成11年宮崎県条例第36号。以下「情報公開条例」という。)に規定する公文書の開示については、なお従前の例による。

- (1) 旧条例第15条の開示請求
- (2) 旧条例第29条の訂正請求
- (3) 旧条例第37条の利用停止請求
- (4) 情報公開条例第5条の開示請求

3 この規則の施行の際現に存する第1条の規定による改正前の知事が保有する個人情報の保護等に関する規則及び第2条の規定による改正前の知事が保有する公文書の開示等に関する規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 244号

宮崎県個人情報保護条例第50条第1項に規定する出資法人の指定(令和3年宮崎県告示第 773号)は、令和5年3月31日限り、廃止する。

令和5年3月30日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

宮崎県告示第 245号

口頭により開示請求をすることができる保有個人情報(令和4年宮崎県告示第 815号)は、令和5年3月31日限り、廃止する。

令和5年3月30日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

## 企業局企業管理規程

宮崎県公営企業管理者が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和5年3月30日

宮崎県企業局長 井手 義 哉

## 宮崎県企業局企業管理規程第2号

## 宮崎県公営企業管理者が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する企業管理規程

宮崎県公営企業管理者が保有する個人情報の保護等に関する規程（平成15年宮崎県企業局企業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
宮崎県個人情報保護条例（平成14年宮崎県条例第41号）の規定に基づく宮崎県公営企業管理者が保有する個人情報の保護等については、知事が保有する個人情報の保護等に関する規則（平成15年宮崎県規則第2号）の規定の例による。	宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年宮崎県条例第38号）の規定に基づく宮崎県公営企業管理者が保有する個人情報の保護等に関し必要な事項については、知事が保有する個人情報の保護等に関する規則（平成15年宮崎県規則第2号）の規定の例による。

## 附 則

この企業管理規程は、令和5年4月1日から施行する。

企業局事務決裁規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和5年3月30日

宮崎県企業局長 井手 義 哉

## 宮崎県企業局企業管理規程第3号

## 企業局事務決裁規程の一部を改正する企業管理規程

企業局事務決裁規程（平成3年宮崎県企業局企業管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前							改正後								
別表第1（第3条関係）							別表第1（第3条関係）								
事務	事項	管理者	専決区分					事務	事項	管理者	専決区分				
			本庁		出先機関						本庁		出先機関		
			副局長	課長	課長補佐	担当リーダー					所長	副所長	副局長	課長	
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
5	(1)～(7) [略]						5	(1)～(7) [略]							
文書等に關する事務	(8) 宮崎県個人情報保護条例（平成14年宮崎県条例第41号）に基づく保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定、通知及び意見聴取に関すること。			○			文書等に關する事務	(8) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年宮崎県条例第38号）に基づく保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求に対する決定、通知及び意見聴取に関すること。			○				
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	

附 則

この企業管理規程は、令和5年4月1日から施行する。

企業局公営企業告示

宮崎県公営企業告示第1号

口頭により開示請求をすることができる保有個人情報（令和元年宮崎県公営企業告示第1号）は、令和5年3月31日限り、廃止する。

令和5年3月30日

宮崎県企業局長 井手 義 哉

病院局企業管理規程

病院事業管理者が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

令和5年3月30日

宮崎県病院局長 吉村 久 人

宮崎県病院局企業管理規程第3号

病院事業管理者が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する企業管理規程

病院事業管理者が保有する個人情報の保護等に関する規程（平成18年宮崎県病院局企業管理規程第6号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
宮崎県個人情報保護条例（平成14年宮崎県条例第41号）の規定に基づく病院事業管理者が保有する個人情報の保護等については、知事が保有する個人情報の保護等に関する規則（平成15年宮崎県規則第2号）の規定の例による。	宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年宮崎県条例第38号）の規定に基づく病院事業管理者が保有する個人情報の保護等に関し必要な事項については、知事が保有する個人情報の保護等に関する規則（平成15年宮崎県規則第2号）の規定の例による。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

病院局公営企業告示

病院局公営企業告示第1号

口頭により開示請求をすることができる保有個人情報（令和元年病院局公営企業告示第3号）は、令和5年3月31日限り、廃止する。

令和5年3月30日

宮崎県病院局長 吉村 久 人

人事委員会規則

宮崎県人事委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則をここに公表する。

令和5年3月30日

宮崎県人事委員会委員長 佐藤 健 司

宮崎県人事委員会規則第37号

宮崎県人事委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則の一部を改正する規則

宮崎県人事委員会が保有する個人情報の保護等に関する規則（平成15年人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
宮崎県個人情報保護条例（平成14年宮崎県条例第41号）の規定に基づく宮崎県人事委員会が保有する個人情報の保護等については、知事が保有する個人情報の保護等に関する規則（平成15年宮崎県規則第2号）の規定の例による。	宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年宮崎県条例第38号）の規定に基づく宮崎県人事委員会が保有する個人情報の保護等に関し必要な事項については、知事が保有する個人情報の保護等に関する規則（平成15年宮崎県規則第2号）の規定の例による。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

宮崎県人事委員会委員長 佐 藤 健 司

宮崎県人事委員会規則第38号

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（昭和48年宮崎県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(行政職給料表の7級以上の職員に相当する職員) 第34条 県給与条例第3条の2第4項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(3) [略]	(行政職給料表の7級以上の職員に相当する職員) 第34条 県給与条例第3条の2第4項の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。 (1)～(3) [略] <u>(4) 医療職給料表(二)の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの(人事委員会の定めるものに限る。)</u>

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

宮崎県人事委員会委員長 佐 藤 健 司

宮崎県人事委員会規則第39号

職員の管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

職員の管理職手当に関する規則（昭和30年宮崎県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後																																												
別表第1（第2条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>職</th> <th>種別</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">家畜保健衛生所</td> <td>所長</td> <td rowspan="3">3種</td> <td rowspan="3">2</td> </tr> <tr> <td>副所長</td> </tr> <tr> <td>副参事</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	組織	職	種別	区分	知事	[略]			家畜保健衛生所	所長	3種	2	副所長	副参事	[略]				[略]				別表第1（第2条関係） <table border="1"> <thead> <tr> <th>組織</th> <th>職</th> <th>種別</th> <th>区分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>知事</td> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">家畜保健衛生所</td> <td>所長</td> <td rowspan="3">3種</td> <td rowspan="3">2</td> </tr> <tr> <td>副所長</td> </tr> <tr> <td>副参事</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	組織	職	種別	区分	知事	[略]			家畜保健衛生所	所長	3種	2	副所長	副参事	[略]				[略]			
組織	職	種別	区分																																										
知事	[略]																																												
家畜保健衛生所	所長	3種	2																																										
	副所長																																												
	副参事																																												
[略]																																													
[略]																																													
組織	職	種別	区分																																										
知事	[略]																																												
家畜保健衛生所	所長	3種	2																																										
	副所長																																												
	副参事																																												
[略]																																													
[略]																																													
別表第2（第3条関係） 1～5 [略] 6 医療職給料表(二) <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>種別</th> <th>区分</th> <th>管理職手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">7級</td> <td>2種</td> <td>2</td> <td rowspan="2">82,200円</td> </tr> <tr> <td>3種</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	種別	区分	管理職手当の額	7級	2種	2	82,200円	3種	[略]	[略]				別表第2（第3条関係） 1～5 [略] 6 医療職給料表(二) <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>種別</th> <th>区分</th> <th>管理職手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">7級</td> <td><u>2種</u></td> <td><u>2</u></td> <td rowspan="2">82,200円</td> </tr> <tr> <td>3種</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	種別	区分	管理職手当の額	7級	<u>2種</u>	<u>2</u>	82,200円	3種	[略]	[略]																			
職務の級	種別	区分	管理職手当の額																																										
7級	2種	2	82,200円																																										
	3種	[略]																																											
[略]																																													
職務の級	種別	区分	管理職手当の額																																										
7級	<u>2種</u>	<u>2</u>	82,200円																																										
	3種	[略]																																											
[略]																																													
別表第3（第3条関係） 1～5 [略] 6 医療職給料表(二) <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>種別</th> <th>区分</th> <th>管理職手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">7級</td> <td>2種</td> <td>2</td> <td rowspan="2">70,000円</td> </tr> <tr> <td>3種</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	種別	区分	管理職手当の額	7級	2種	2	70,000円	3種	[略]	[略]				別表第3（第3条関係） 1～5 [略] 6 医療職給料表(二) <table border="1"> <thead> <tr> <th>職務の級</th> <th>種別</th> <th>区分</th> <th>管理職手当の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">7級</td> <td><u>2種</u></td> <td><u>2</u></td> <td rowspan="2">70,000円</td> </tr> <tr> <td>3種</td> <td>[略]</td> </tr> <tr> <td>[略]</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	職務の級	種別	区分	管理職手当の額	7級	<u>2種</u>	<u>2</u>	70,000円	3種	[略]	[略]																			
職務の級	種別	区分	管理職手当の額																																										
7級	2種	2	70,000円																																										
	3種	[略]																																											
[略]																																													
職務の級	種別	区分	管理職手当の額																																										
7級	<u>2種</u>	<u>2</u>	70,000円																																										
	3種	[略]																																											
[略]																																													

[略]

7・8 [略]

[略]

7・8 [略]

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

期末手当及び勤労手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月30日

宮崎県人事委員会委員長 佐藤 健 司

宮崎県人事委員会規則第40号

期末手当及び勤労手当に関する規則の一部を改正する規則

期末手当及び勤労手当に関する規則（昭和41年宮崎県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第5条の4 給与条例第8条第5項の管理又は監督の地位にある職員は、次に掲げる職員（休職にされている職員のうち、給与条例第9条の2第1項に該当する職員以外の職員を除く。）とする。 （1） 職員の管理職手当に関する規則（昭和30年宮崎県人事委員会規則第2号）の規定による管理職手当に係る区分が1種又は2種の職を占める職員のうち、次に掲げる職員 ア～エ [略] （2） [略]	第5条の4 給与条例第8条第5項の管理又は監督の地位にある職員は、次に掲げる職員（休職にされている職員のうち、給与条例第9条の2第1項に該当する職員以外の職員を除く。）とする。 （1） 職員の管理職手当に関する規則（昭和30年宮崎県人事委員会規則第2号）の規定による管理職手当に係る区分が1種又は2種の職を占める職員のうち、次に掲げる職員 ア～エ [略] <u>オ 医療職給料表（二）の適用を受ける職員のうち、職務の級が7級の職員</u> （2） [略]
2 [略]	2 [略]

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

教育委員会告示

宮崎県教育委員会告示第3号

口頭により開示請求をすることができる保有個人情報（令和3年宮崎県教育委員会告示第6号）は、令和5年3月31日限り、廃止する。

令和5年3月30日

宮崎県教育委員会教育長 黒木 淳一郎

警察本部告示

宮崎県警察本部告示第7号

宮崎県警察本部長が保有する個人情報の保護等に関する規程（平成18年本部告示第3号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月30日

宮崎県警察本部長 山本 将之

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<u>宮崎県個人情報保護条例（平成14年宮崎県条例第41号）</u> の規定に基づく宮崎県警察本部長が保有する個人情報の保護等については、知事が保有する個人情報の保護等に関する規則（平成15年宮崎県規則第2号）の規定の例による。	宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年宮崎県条例第38号）の規定に基づく宮崎県警察本部長が保有する個人情報の保護等に関し必要な事項については、知事が保有する個人情報の保護等に関する規則（平成15年宮崎県規則第2号）の規定の例による。

宮崎県警察本部告示第8号

口頭により開示請求をすることができる保有個人情報（令和4年宮崎県警察本部告示第9号）は、令和5年3月31日限り、廃止する。

令和5年3月30日

## 監査委員告示

宮崎県監査委員が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示をここに公表する。

令和5年3月30日

宮崎県監査委員

## 宮崎県監査委員告示第1号

## 宮崎県監査委員が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示

宮崎県監査委員が保有する個人情報の保護等に関する規程（平成15年宮崎県監査委員告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
宮崎県個人情報保護条例（平成14年宮崎県条例第41号）の規定に基づく宮崎県監査委員が保有する個人情報の保護等については、知事が保有する個人情報の保護等に関する規則（平成15年宮崎県規則第2号）の規定の例による。	宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年宮崎県条例第38号）の規定に基づく宮崎県監査委員が保有する個人情報の保護等に関し必要な事項については、知事が保有する個人情報の保護等に関する規則（平成15年宮崎県規則第2号）の規定の例による。

## 附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

## 宮崎県監査委員告示第2号

口頭により開示請求をすることができる保有個人情報（令和3年宮崎県監査委員告示第1号）は、令和5年3月31日限り、廃止する。

令和5年3月30日

宮崎県監査委員

## 労働委員会告示

宮崎県労働委員会が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示をここに公表する。

令和5年3月30日

宮崎県労働委員会会長 山 崎 真一朗

## 宮崎県労働委員会告示第1号

## 宮崎県労働委員会が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する告示

宮崎県労働委員会が保有する個人情報の保護等に関する規程（平成15年地方労働委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
宮崎県個人情報保護条例（平成14年宮崎県条例第41号）の規定に基づく宮崎県労働委員会が保有する個人情報の保護等については、知事が保有する個人情報の保護等に関する規則（平成15年宮崎県規則第2号）の規定の例による。	宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年宮崎県条例第38号）の規定に基づく宮崎県労働委員会が保有する個人情報の保護等に関し必要な事項については、知事が保有する個人情報の保護等に関する規則（平成15年宮崎県規則第2号）の規定の例による。

## 附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

## 選挙管理委員会規程

宮崎県選挙管理委員会が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程をここに公表する。

令和5年3月30日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

## 宮崎県選挙管理委員会規程第1号

## 宮崎県選挙管理委員会が保有する個人情報の保護等に関する規程の一部を改正する規程

宮崎県選挙管理委員会が保有する個人情報の保護等に関する規程（平成15年宮崎県選挙管理委員会告示第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
宮崎県個人情報保護条例（平成14年宮崎県条例第41号）の規定に	宮崎県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年宮崎県条

基づく宮崎県選挙管理委員会が保有する個人情報の保護等については、知事が保有する個人情報の保護等に関する規則（平成15年宮崎県規則第2号）の規定の例による。

例第38号）の規定に基づく宮崎県選挙管理委員会が保有する個人情報の保護等に関し必要な事項については、知事が保有する個人情報の保護等に関する規則（平成15年宮崎県規則第2号）の規定の例による。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。